

高萩・北茨城広域事務組合議会事務局処務規程

昭和 60 年 1 月 2 日

議会告示第 1 号

改正 令和元年 10 月 1 日議会告示第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、高萩・北茨城広域事務組合議会事務局設置条例（昭和 59 年条例第 9 号）第 3 条の規定に基づき、高萩・北茨城広域事務組合議会事務局（次条において「事務局」という。）の組織及び事務の処理並びに職員の服務等について必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第 2 条 事務局の組織及び事務の処理並びに職員の服務等に関しては、北茨城市議会事務局処務規程（昭和 51 年北茨城市議会告示第 1 号）を準用する。

付 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年議会告示第 1 号）

この規程は、公布の日から施行する。